

令和 6 年 第 2 回

伊根町議会定例会会議録

令和 6 年 6 月 21 日（第 2 号）

伊 根 町 議 会

令和6年第2回（定例会）

伊根町議会 会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令和6年 6月21日 金曜日						
招 集 場 所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開 議	令和6年 6月21日 9時30分			議 長	佐 戸 仁 志	
	閉 会	令和6年 6月21日 10時55分			議 長	佐 戸 仁 志	
応(不応)招 議 員 及 び 出席並びに 欠 席 議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 1名
	1	上 辻 亨	○	6	大 谷 功	○	
	2	長谷川貴之	○	7	和 田 義 清	×	
	3	松 山 義 宗	○	8	濱 野 茂 樹	○	
	4	向井久仁子	○	9	佐 戸 仁 志	○	
	5	山 根 朝 子	○				
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席10名 欠席 0名
	町 長	吉 本 秀 樹	○	保健福祉課長	石 野 靖	○	
	副 町 長	上 山 富 夫	○	地域整備課長	橋 本 利 将	○	
	教 育 長	岩 佐 好 正	○	教育次長	増 井 和 彦	○	
	総務課長	鍵 良 平	○	会計管理者	中 川 雅 貴	○	
	企画観光課長	千 賀 和 孝	○				
	住民生活課長	森 田 連 三	○				
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議 会 事務局長	倉 正 人	○	嘱託職員	井 上 康 子	○	
会 議 録 署 名 議 員	4 番	向井久仁子		6 番	大谷 功		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

令和6年 第2回 伊根町議会定例会

議事日程 (第2号)

令和6年6月21日(金)
午 前 9時30分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 水田活用交付金について 大谷 功
- 自衛官等募集事務に係る対象者情報の提供について 山根 朝子
- 廃校となった学校跡地の活用について 上辻 亨

日程第 3 議案第41号 令和6年度伊根漁港海岸保全施設整備工事請負契約の締結について

日程第 4 議案第42号 令和6年度伊根町一般会計第2回補正予算

日程第 5 議案第43号 令和6年度伊根町国民健康保険特別会計第1回補正予算

日程第 6 意見書案第1号 再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書の提出について

日程第 7 意見書案第2号 緊急事態に対応できる法令等の整備を求める意見書の提出について

日程第 8 閉会中の継続審査(調査)申出書

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 水田活用交付金について 大谷 功
- 自衛官等募集事務に係る対象者情報の提供について 山根 朝子
- 廃校となった学校跡地の活用について 上辻 亨

日程第 3 議案第 4 1 号 令和 6 年度伊根漁港海岸保全施設整備工事請負契約の締結について

日程第 4 議案第 4 2 号 令和 6 年度伊根町一般会計第 2 回補正予算

日程第 5 議案第 4 3 号 令和 6 年度伊根町国民健康保険特別会計第 1 回補正予算

日程第 6 意見書案第 1 号 再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書の提出について

日程第 7 意見書案第 2 号 緊急事態に対応できる法令等の整備を求める意見書の提出について

日程第 8 閉会中の継続審査（調査）申出書

会 議 の 経 過

令和6年6月21日（金）
午 前 9時30分 開議

◎ 開議の宣言

○議長（佐戸仁志君） 皆さん、おはようございます。

今日もそうでしたが、朝夜は寒くて、昼間は物すごい暑いというような、変な天気が続いております。梅雨に入ったような、入っていないような。

先日も言いましたが、伊根町、コロナの感染がなかなか収まっていない、多いような気がいたします。皆さん、体調管理をしていただき、夏を乗り越えていただきたいと思います。

早速ですが、これより会議を開きます。

ただいまの出席議員は8名です。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐戸仁志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、

4番、向 井 議員

6番、大 谷 議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いいたします。

◎ 日程第2 一般質問

○議長（佐戸仁志君） 日程第2、これから一般質問を行います。

最初に、水田活用交付金についてを通告議題とし、大谷議員の発言を許します。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に基づきまして一般質問を行います。

まず、水田活用の直接支払交付金とはどのような制度なのか、改めて確認をしておきたいと思っております。

水田活用の直接支払交付金制度とは、米の安定供給や食料自給率向上を目的に、水田を持つ農家を支援する制度であります。農林水産省のホームページでは、この制度の趣旨を「国土が狭く、農地面積も限られている我が国において、国民の主食である米の安定供給のほか、食料自給率・自給力の向上、多面的機能の維持強化等を図るためには、持続性に優れた生産装置である水田を最大限に有効活用することが重要」と述べ、今後も米の消費量減少、担い手不足が続くと予測される中、地域ぐるみでできる限り農地を集約し、農業の生産性を上げ、国際競争力のある強い農業を実現させたいという狙いがあります。

農村においては、まともな米価政策がない中、水田、農地の保全維持のために水田活用直接支払交付金は一定の役割を現在も果たしています。

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しは、財務省が平成28年4月、水田活用交付金の予算執行調査を開始し、同年6月、予算執行調査の結果を公表し、現況としての米の生産ができない農地や米以外の生産が継続している農地を交付対象から除外をすべき。そのため、除外すべき基準を明確で具体的なものとし、厳正な運用が行われるようにすべきと、交付対象水田の見直しを打ち出されたことが発端であります。その後、交付対象水田から除く農地の基準を設定し、令和3年12月に決定した方針は、現行ルールの再徹底。転作作物が固定している水田の畑地化を促すとともに、水稻と転作作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すため、現場の課題を検証しつつ、5年間、令和4年から令和8年の間に一度も水張りが行われない農地、また水稻が作付

されない農地は、交付対象水田としない方針を国は示しました。このことで農家は令和8年までに、今後5年に一度水張りを続けていくのか、5年限定の一時的交付金を受けて畑地化にするのか、この選択を迫られています。畑地化については、一度畑地化をすると将来にわたって水田の支援が受けられなくなること、畑地化は団地化が必要で単発での畑地化は認められないこと、あぜを撤去しなければならないこと、登記地目が田から畑に変わる可能性があること、耕作者が変更なり異動し経営方針が変わっても元の状態に戻すことができないこと、国の制度の交付金単価が中山間直接支払制度で7分の1に、多面的支払交付金で2分の1に大きく引き下がること、地主の了解が取れるか不確定なこと、交付金がなくなると農地の集積、集約化が進まなくなること、交付対象水田から除外された農地は担い手が引き受けず、離農が進んで農地の引受け手もいなくなり耕作放棄地が増えること、交付対象水田から除外されると農地の評価額、資産価値が下がるなどで畑地化への農家の意向は現在希薄であります。

町内でも高齢化が進む中で耕作放棄地が増えないよう水田活用政策の支援を下にソバなど作付けて、地域の農地を維持してきたのに除外されれば農地の引受け手がなくなり、耕作放棄地が増えるとの意見は多く聞かれます。条件不利地域の農地を守るために支援を考えてほしいとの声も上がっています。伊根町にとってもソバ、小豆、ミズナ、九条ネギなど、大きな影響を受けます。まさに進むも地獄、引くも地獄、どちらを選んでもいばらの道、そんな状況にあります。特に筒川ソバへの影響は大きく、農家にとってソバは天候に左右されること、鹿の被害が甚大なこと、収益が少ないことなど交付金なしでは作り手はいなくなります。想像もつきませんが、高収益で補助金に頼らない土地利用型作物を導入しない限り、耕作放棄地の増加が加速することは間違いがありません。これは中山間地農業の終わりの始まり、伊根町農業の終わりの始まりと言って過言ではありません。

筒川そば組合にとっても死活問題になってくるとともに、筒川地区への経済的、精神的影響も大きなものになると私は考えています。何らかの対策が必要ではないでしょうか。例えば、筒川ソバ対策交付金等を検討してソバ生産の維持拡大を図り、筒川地域の発展をも併せて期す必要があるのではないのでしょうか。

交付金の見直しによる伊根町農業と地域への影響、これに対する町長の所見と対応について伺います。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、大谷議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

水田活用交付金についてでございますが、本件は令和4年第1回定例会において大谷議員からの一般質問でもお受けをしたところでございますので、その後の動向も含めてお答えをさせていただきますと思います。

今、大谷議員さんが逐一、水田活用交付金の概要を説明いただいたわけではございますけれども、その概要と状況について、まずはお示しをしたいと思います。

水田活用の直接支払交付金、以降、水田活用交付金と申しますが、これは農林水産省の経営所得安定対策等実施要綱に基づき、水田の有する多面的機能の維持強化等に資するため、水田を最大限に有効活用することを目的として支援がなされているものでございます。

従来から水田であることが前提の交付金であり、水田の基本的な機能である水張りができることが要件であったところ、その確認の厳格化として5年に一度の水稲耕作、また湛水管理を行うこととなった経過がございます。

また、昨年度には会計検査院においても、交付対象地が畑地化しているなど不適切な事案を指摘されているところでございます。

ソバに関して申しますと、今回の水田活用交付金に加えて、経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金、いわゆるゲタ対策と言われるものですが、こちらの支援はソバは対象となっております。畑作物の直接支払交付金は、町を経由せず直接国へ申請がなされており、具体的な数値は把握しておりませんが、制度としては標準的な生産費用に対し、標準的な販売価格との差額分を補填するというものです。これは水田活用交付金とは別物でございますので、水張りの要件を受けない支援ですので続きます。

標準的な生産費用は、農水省大臣官房統計部作成の農業経営統計調査で示されており、令和4年

産のデータでは10a当たりの生産費は3万7,500円とされ、これには土地の貸借料や作業人件費なども含まれております。この費用と販売価格との差額について、畑作物の直接支払交付金により補填がなされます。面積払分のみで10a当たり1万3,000円とされております。

筒川ソバは株式会社筒川そばが買取りを行っており、10a当たりの販売額はそれぞれ収穫量が違うため明示することはできませんが、播種前販売契約での見込量36kgを参考とすると、買取り額が1kg490円で1万7,640円となり、先ほどの畑作物の直接支払交付金面積払分を足して3万円相当となります。令和5年産での実際の収穫量は48kgから197kgと開きがありますが、見込量の36kgを超えており、おおむね生産費が補填されていると言えます。令和5年度の町内の水田活用交付金の10a当たりの交付金は3万8,000円、これが上乗せされているわけですから、生産額3万7,500円と同等の利益を補填するというものです。

よって、国のかつての減反政策による転作支援、特に水田に対する支援が特別に手厚かったと言えます。当然、農家の方々も政策に沿って転作に踏み切ったわけですから、今回の厳格化は全国から、特に転作を多く進めた地域で大きな反発がございました。

よって、国は湛水管理でもよしとする要件の緩和や、水田活用交付金の中に畑地化促進助成が組み入れ、議員のおっしゃる5年間限りの助成として水田の畑地化や畑地化後の定着支援が打ち出されました。ソバのように水田機能を残しながら転作することが困難なものについては、畑地化を進めていくという国の方針が明らかになったと言えます。

国は5年間で現場の課題を検証するとしており、今年度を含め残り3年でございます。水田の持つ多面的機能の保全、米などの需給調整、食料安全保障などを踏まえ、産地交付金の対象作物の中でも生産費に対し販売価格の低い転作作物の耕作を継続していくために、今後どのような課題を見だし、どういった施策を打ち出すのか、国の動向に注視しつつ、近隣市町や府とも連携を取り、また全国町村会としても水田保全が難しい転作作物の継続支援について国への訴えを継続していきたいと考えます。

町の所見でございますが、ソバは高収益作物、いわゆる主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物と言われる作物ではなく、地域の特産品であると認識しており、地域発展の一つのツールであると考えます。そして、特産品の消失は地域振興の減退と耕作放棄の増加につながると考えます。

また、議員がおっしゃる筒川ソバ対策交付金などの検討でございますが、まず国の水田活用交付金のように直接利益を補填するような支援はできません。これは水田機能を保全しながら転作することへの交付金であり、水田機能を喪失した畑へ水田活用交付金と同様の支援を行う理由がないからであります。安くて人気があり売れている、しかし赤字である、これは一般的な経営感覚からすれば経営として成り立っておりません。農業者がいかに安価で提供したくとも、本来なら経営が成り立つ価格での提供でなければなりません。そして、その赤字への補填に交付金を求めるのはいかなものかと思うところでございます。

ならばどうすべきか。1つは水田活用交付金を継続して受給するため、交付金の一部を活用して水張りを行うことと割り切り、水田機能を保全しつつ、耕作を行うことです。いま一つは、以前から申し上げておりますが、そば処経営など生産から製造販売までの6次産業化により高付加価値、高収益化を図る取組が重要と考えます。それによって、ソバの買い付け値段を上げることです。

このほかにも、継続可能な農業経営を目指し、生産費用縮減への取組、株式会社筒川そばが購入価格を上げられるような販路開拓の取組など、経営を改善する取組を行い、水田活用交付金から脱却することが理想的でございます。町といたしましては、こういった農業者が自ら行う経営改善への取組に対し、支援を行っていきたいと考えます。

また、ソバを特産品として、そして経営として、継続的に生産していくために、農業者の方々や議員の皆様と知恵を出し合いながら、どのような取組が有効なのか、一緒に模索をしていきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） 6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） 大変厳しい答弁でございましたが、町長さんも言われましたように近隣市

町や府、町村会と連携しながら、今後とも国の交付金を何らかの形で取っていただけるような対策を検討いただくよう要望を上げていただきたいというふうによりしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） 以上をもちまして、大谷議員の一般質問を終わります。

次に、自衛官等募集事務に係る対象者情報の提供についてを通告議題とし、山根議員の発言を許します。5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告書に基づいて一般質問を行います。

自衛隊は1967年当時から、住民基本台帳を基礎に自衛官の募集に当たっての適格者名簿を作っていました。当時は、誰でも住民基本台帳を閲覧できる状況でしたが、その後、プライバシーの意識の高まりによって2006年に住民基本台帳法が改正され、原則非公開となりました。

ただ、例外として、同法第11条1項で国や地方公共団体が法令で定める事務の遂行のために必要である場合は、個人4情報、つまり氏名、生年月日、性別、住所、この4つの情報の写しを閲覧することはできるという規定が置かれました。つまり、住民基本台帳法では例外的に閲覧のみが認められるということです。

今、自衛官の募集に関わって、自衛隊に個人情報の提供をしている自治体が増えていると言われています。そもそも自治体が自衛隊に個人情報を提供することになった発端は、安倍元首相が2019年の衆議院本会議で「防衛省からの要請にもかかわらず、全体の6割以上の自治体から自衛官募集に必要なとなる所要の協力が得られていません」と発言したことだと言われています。その後、この発言を受けて2020年12月18日の閣議決定の中に自衛官の募集に関し、「必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合は、市町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能」と記載があり、2021年2月5日に防衛省と総務省の連名で、都道府県市区町村担当部長宛てに、自衛官または自衛官候補生の募集に関する資料の提出について通知が出されたのです。この中で、募集対象者の個人4情報の提出についての法的根拠は、自衛隊法97条1項、同法施行令第120条の規定とされています。

それでは、自衛隊法第97条1項はどのような内容かを見ますと、「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」と定めているもので、事務の具体的内容を定めているものではありません。プライバシー権を侵してまで、個人情報を提供せよとの規定とはなっていません。

そして、同法施行令第120条は、「防衛大臣は自衛官または自衛官候補生の募集に関し、必要と認めるときは都道府県知事、または市区町村に対し、必要な報告、または資料の提出を求めることができる」と定めています。これは、防衛大臣の協力要請を言っているものにすぎません。資料提出要請については、2003年4月23日の衆議院、個人情報の保護に関する特別委員会では宇田川政府参考人は、「市町村長に対しまして、適格者情報の提供を依頼しているところでありまして、あくまで依頼でございます」と述べていますし、当時の石破国務大臣も、「市町村は法定受託事務として、これを行っているところでありまして、あくまで依頼でございます。私どもが依頼をしても、応える義務というものは必ずしもございません」と答弁しています。情報提出はあくまで依頼であり、義務ではないのです。

しかし、2021年の通知によって、募集対象者の個人4情報を紙媒体や電子媒体などで提供する自治体が増え、2022年には名簿提供に応じる自治体が6割以上になっています。しかし、これは裏を返せば、4割弱の自治体が名簿提供に応じていないということになります。

このように、自治体への情報提供については、自治体ごとに対応が異なっているという状況を踏まえ、質問に移ります。

1つ目、伊根町では個人4情報の提供をどのような形で、いつから行っているのでしょうか。紙媒体や電子媒体などがありますが、本町ではどのような形態でされていますか。

2つ目、閲覧という方法から、4情報を自治体提供するという方法に変わったことを住民に周知されたのでしょうか。情報提供していない自治体もあれば、この間の経過を丁寧に説明し、今このようにしているが、今後はこのように変わる予定であるとホームページなどでお知らせをしてい

る自治体もあります。同様に、情報提供の法的根拠や情報提供を希望しない人への除外申出の受付も、併せてお知らせしている自治体も多く散見します。本町では情報提供について住民へのお知らせはなかったように思うのですが、それは個人情報の保護や個人情報コントロール権の観点からも問題があるのではないのでしょうか。

3番目、情報提供している適格者の年齢は何歳ですか。自衛隊からは18歳と22歳になる人の情報提供が求められているようですが、本町ではどうなっているのでしょうか。

4つ目、4情報に係る覚書や協定などを自衛隊と交わしているのでしょうか。情報提供をしている自治体では、個人情報の適切な管理のため、募集案内の配布に限定して利用することや、それが自衛隊に記録されることはないこと、利用後は自治体に返却され、破棄するといったような確認をしている自治体もあります。適切な情報管理がされているのか伺いたいと思います。

5つ目、自治体の仕事は住民の福祉の増進を図ることであり、個人情報保護や個人情報コントロール権の保護にこそ、力を入れなければなりません。自衛隊への個人4情報の提供は、そもそも要請があったというだけで、さきに述べたように義務ではありません。伊根町はこれまでも自衛官等の募集に対しては、適切に広報活動を行ってこられたと思っています。個人情報保護の観点から、これまでどおりの閲覧にしてもらう方法に戻してもよいのではと考えますが、いかがでしょうか。

また、百歩譲って4情報を提出するのであれば、住民基本台帳法による閲覧以外で情報提供することになった経緯、情報提供の状況を公開し、住民に周知するとともに、個人の情報の提供を希望しない本人や保護者からの申請があれば、提出する名簿から除外する制度を設けることは最低限行わなければならない対応だと考えますが、いかがでしょうか。

以上の点について町長のお考えを伺います。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、山根議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

ご質問いただきました自衛官募集事務は、総論として、自衛隊法第97条、自衛隊法施行令第120条により、地方自治法第2条第9項第1号に基づく法定受託事務、いわゆる地方公共団体が処理する事務のうち、国が本来果たすべき役割に関わるものでございます。

法定受託事務は、国においてその適正な処理を特に確保する必要があることから、同法第245条から第245条の9により強力な国の関与が認められております。当町は法令に基づいて粛々と事務を進めるものでございます。

それでは、ご質問いただきました5点について順次回答させていただきます。

1点目、防衛省からの申請により提供しております。令和元年度までは住民基本台帳法第11条の規定による閲覧でございましたが、令和2年度から自衛隊法及び自衛隊法施行令による申請扱いとなったため紙ベースにより提供をしております。

2点目、前段の情報提供の方法の変更についてでございますが、住民周知はしておりません。

しかしながら、社会的に話題となった時期にも、町民の皆様から提供を拒みたい、拒むべきであるとの意見は一切いただいておりません。

後段の個人情報保護の観点から問題等を検討したかでございますが、どの法令に基づく申請となるかは確認、検証をいたしました。住民基本台帳法であれば閲覧、自衛隊法、自衛隊法施行令であれば情報提供となります。

なお、お尋ねの趣旨が少し明らかではありませんが、個人情報保護法に違反していないかという観点で申し上げますと、個人情報保護法第69条第1項の規定により自衛隊法、自衛隊法施行令に基づく申請による情報提供となりますので個人情報保護法には違反しておりません。

3点目、情報提供している適格者の年齢でございますが、これは当該年度に満17歳、満21歳になる町民についてとなります。

4点目、本町と防衛省での取り決めはありません。

防衛省では、個人情報保護法第69条の規定を踏まえ、防衛省本省における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令、令和4年防衛省訓令第29号により管理されております。

5点目、防衛省からの申請は、依頼であり義務ではないと言われます。

しかし、申請は自衛隊法及び自衛隊法施行令によるものであり、受ける当町としては地方自治法

第2条第2項によりその事務を処理することになります。

議員おっしゃるように、拒否しているところもありますよ、6割方は出しているし、4割出していないところがあるんだから、そういう自治体がどういう対応しているか、そういうのではなくて、出典の確かな資料やその根拠法令をできればご教示いただきたく思います。

地方自治法、自衛隊法、住民基本台帳法、個人情報保護法などの各種法令を読み解くと、我々は拒否できないと解釈をしております。

議員、閲覧に戻せと申されますが、閲覧と情報提供、取り扱う情報は全く同じものでございます。議員言われる個人情報を守れというその観点から言えば、少し整合性がないように思います。閲覧に戻したとしても、基本的に閲覧を止める措置はできません。あまり意味がないのではないかとと思うところでございます。

また、除外申請についても、いまだかつて本人や保護者から、そういった希望や苦情を伺ったことは一切ございません。ないものの制度は必要ないと思うところでございます。

何度も申し上げますが、自衛官募集事務は地方自治法に基づく法定受託事務でございます。自衛隊法に基づく情報提供は適法であると、防衛省、総務省から通達されております。国会でもそのように答弁をされております。

議員言われる裁判、その内容までは熟知しておりませんが、裁判例や判例に従って法令が改正されることになれば、その内容に従って事務処理も変わることになります。それが、三権分立制度が整った法治国家と思います。

議員、最後に、質問状の中にはあったんですが、言われなかったことが、今ありまして、ちゃんと個人情報の取扱い、気をつけろよ、ちゃんとしろよと丁寧な対応が求められると質問されておりますので、お答えをいたしますと、我々はいつ、どこで市民の大切な個人情報を存外に、雑に扱ったのか、そんなことはない、そんなことはない、もしあるようでしたらご指摘をいただきたいと思えますし、落ち度があれば改善いたします。個人情報は、法令に基づくもの以外は提供することはありません。厳格に管理されているものです。法令に基づいて、いつも丁寧に大切に扱っております。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） 5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） それでは、もう一つ伺いたいと思います。

ちょっと確認ですが、情報提供の年齢ですけれども、満18歳と満22歳になる、その年度になる人の情報を提供しているということですね。

（「17歳と21歳です」の声あり）

○5番（山根朝子君） 17歳と21歳。はい、分かりました。

それでは、少しそこではちょっと安心しました。というのは、2024年度の情報提供がもう済んだのか、ちょっとよく分かりませんけれども、今年度18歳になるという人でしたら、でも18歳になる前にそのダイレクトメールが届くとかということもあるんです、全国的には。そうすると成人ではない17歳、18歳になっていない若者のところにそのダイレクトメールが届くということで、親もちょっとびっくりしたと、子供さんはもちろんですけれども。そういう事例は全国にはあります。伊根町がどうかはちょっと分かりませんというか、伊根町ではちょっと親御さんにも聞いてみました。そしたら、自衛隊に自治体が情報提供を無断でやっていると、やっぱり無断でそのようなことをしてもらっては困るなど、本人や保護者に情報提供してもいいかどうかを、やっぱり確認を取ってから行うべきではないかと、勝手に情報を渡してもらっては困るという親御さんもおられました。それから、自衛隊に個人情報が渡っていることすら知らなかったという方もいらっしゃいましたし、子供にダイレクトメールが来ていたかどうか、そこまでちょっと確認していないなど、はっきり覚えていないなという親御さんもおられました。自衛隊への考え方はいろいろありまして、賛成、反対いろいろありますが、多くは本人や保護者の承諾を得てから情報提供をすべきだという意見だったように思います。

自衛隊との協定はしていないということですが、これはとても重要なことだと思います。先ほども言ったように、18歳になる前に募集の案内が送られてくるということになると、就職求

人活動というのは厚労省も新卒者、高校卒業生の場合、学校における教育や課程、地域社会で十分な配慮が必要であって、未成年ですから社会的に未熟で未経験な生徒に対する保護や援助という教育的配慮を求めています。これは自衛隊であっても、それは求められるべきであって、ちゃんと成人しているか、18歳以上かどうかということの確認をきっちりやってもらうように、やっぱり覚書というのはとても大事だと思いますので、本町ではそれはないということだったので、それはちょっとしっかりと協定というか、覚書を結んでもらいたいと思っています。

それから、ちょっと聞き逃しましたが、その除外をしてほしいという方への、除外申請制度、これは多分お知らせをしていないから、皆さんそんなことをされているとも知らないから、そんな制度なくてもいいやということになるのかもしれないんですけども、これはちょっと皆さんにお知らせをして、自分の個人情報を提出してほしいくないという本人や保護者はその除外申請制度で請求できるという制度をつくっていただきたいと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 17歳の方にそういうのがいくのがよくない、一つの職業としてそんな選択肢もあってもいいんじゃないかなと、ほかの仕事でしたら、新聞紙上見たって、どこ見たって全部あるんですし、求人広告が山ほど来ますからね。17歳であろうと。自衛隊については、何もそんなものありませんからね。そういうものが来ても、それは一つの選択肢となって別に構へんんじゃないかなと。17歳だろうが、18歳になっていようが、いまいが。別にそれはさして問題ないかと思います。

除外規定というんですかね、私はやめてほしいというそういうのを取る、そういうのがあれば考えさせてもらうんですけども、そういったもの一切受けていないから、考えないという。もし、そういう大きな話があるんですしたら、それはそれなりの検討はさせていただきたいなと思います。ないからね。そういう情報提供をする。我々の選挙なんてひどいものでしょう。誰が行っても、18歳どころか、18歳以上の伊根町民全員の4情報を閲覧できるわけですよ。もうほとんど選挙人が行けば。その情報に基づいてみんながはがきを書くわけでしょう。来た人はみんな言うんですよ。うとうしいこんなはがき出しやがってと。見とうもないのにこんなものをと。あっちもこっちも。そんな意見聞けますか。それはね、それは無理ですよ。我々、法規法令にのっとって、しっかりと粛々と事務をやらせていただいております。また、こういったことについてのできる、できないというそういった見解について、いわゆる法規法令に基づいて、どこそこの自治体がこうおっしゃるかとか、どこそこがとかそうじゃなくて、根拠になるものをしっかりと見定めて、我々は動いておるものです。その除外規定については、提供を除外ね、それについてはそういう声が、大きな声があるのかどうかは、私たちは聞いてないからそんなもの必要ないと思っているんですけども、もしあるようなことがあれば、そのときはまた考えさせていただきたいなと思います。

○議長（佐戸仁志君） 5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） 町長、今、声を聞いていないとおっしゃいましたが、知らせていないのに、そういうことを言えないんじゃないかと思いますけれども、いかがでしょうか。やっぱり、ちゃんと今、こういう状況になっているということを町民さんにお知らせして、こういう制度も考えることはできますということ、情報提供したくない方は申し出てくださいと言うことは、せめてそれはするべきではないかと思いますけれども。それも町民の声がないから必要ないとおっしゃるということでしょうか。

それと、17歳でも何歳でも別にいいじゃないか、ダイレクトメールなり、その就職案内を送ってもいいじゃないかということですけども、これはちょっとろ覚えですけども、職業安定所という職業のその求人に係るそういう規定がありまして、それにはやっぱり成人にならない方に対しては、教育的な配慮は必要だと、学校等を通してそういう就職案内をしてくださいというふうな規定もあるんですよ。だから、そこら辺はやっぱり丁寧、丁寧というか、せめて子供たちがどの今後職業を選んでいくかというところの大事な時期でもありますので、やっぱり教育的な援助ということは、しっかりと伊根町としてもしていかなくちゃいけないし、オープンに何でも就職の活動をしたらいいいじゃないかというところでは、ちょっと違うかなというふうに思っています。

また、町民の声を町長のほうに届けていきたいと思っています。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 1点目、皆さんが知っているか知っていないか、私も17歳のとき来ましたね、はがきは。それはそうですよ。今までからずっとやっていることですからね。ずっとやっているんですよ。みんな知っているんですよ。だけど、別に何ともそういう意見がないということは、これ現実でございます。

それと、今、職業の関係がどうのこうのと。これはもう、ですから、何遍も言うとりますけれども、自衛隊法、自衛隊施行令、そういったものからやっておられることですので、その辺のことは国のほうがしっかりと踏まえておられると思います。あまりね、その法規法令に基づいてやっておられることを、国でやってもらえませんか。伊根町の議会でそんな案件についてどうのこうの言っておられても、なかなか難しゅうございます。

失礼します。

○議長（佐戸仁志君） 以上をもちまして、山根議員の一般質問を終わります。

最後に、廃校となった学校跡地の活用についてを通告議題とし、上辻議員の発言を許します。

1番、上辻議員。

○1番（上辻 亨君） それでは、通告書に基づいて質問させていただきます。

当町では、生徒の減少等により平成17年、2005年3月に朝妻小学校が廃校となり、平成26年、2014年3月には本庄中学校も廃校となりました。全国でも毎年約450校程度の廃校施設が生じております。

廃校施設は地方公共団体にとって貴重な財産であることから、地域の実情やニーズを踏まえながら、有効活用していくことが求められております。

文部科学省が2002年度から2015年度までの廃校発生数を調べた合計は6,811校で、施設が現存している廃校の数は5,943校、そのうち活用されているものが4,198校、活用されていないものが1,745校、活用されていないものの中で、今後の活用用途が決まっているものが314校、活用用途が決まっていないものが1,260校、取壊しを予定しているものが171校であります。

活用の用途が決まっていない主な理由としては、地域などからの要望がない、施設の老朽化が主なものであります。

近年、廃校施設の広大な敷地や教室の間仕切り等を生かして、社会教育施設や福祉施設、体験交流施設等に活用したり、さらには雇用促進を見込んで企業がオフィスを構えたりする等、地域の実情やニーズに合わせた廃校活用が進んでおります。

ちょっと調べてみますと、福知山市三和町の旧菟原小学校が2019年3月に廃校し、その年の10月からはかまや振り袖のレンタル事業を手がける、これは京都市の会社であります。京織という会社が住民や障害者ら26人を雇用し、商品を修繕、保管する商品管理物流センターとして活用されておるようです。

また、旧筒川小学校でも、現在、建て替え、コミュニティーセンターとして活用される予定でもあります。

当町でも廃校となった施設の有効活用の考えはないでしょうか。

以上について答弁を求めます。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、上辻議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、平成26年以降、4度にわたりまして各議員から学校施設の跡地利用や管理についてご質問をいただき、その都度、それなりに丁寧に回答していたところでございますが、今回は新たな妙案を持って解決策をご報告できる状態ではありません。

議員のご推察のとおり廃校の活用用途が決まっていない理由としては、言われるとおり、地域などからの要望がない、施設の老朽化が著しく、外壁が落下するなど危険な建物になっているということでもあります。

結論から申し上げますと有効な考えは残念ながら現時点ではないわけでございます。

上辻議員から提示いただきました内容につきまして、たくさん言っていたんですけど、より最新の統計数値がございますので、紹介をさせていただきますと、令和3年5月1日現在、文部科学省の廃校施設等活用状況実態調査によりますと、平成14年度から令和2年度までに発生した廃校の数は8,580校であり、全国で年間約450校の廃校が生じております。

また、施設が現存している廃校の数は7,398校で、そのうち活用されているものが5,481校、活用されていないものが1,917校で、活用されていないもののうち活用の用途が決まっていない廃校は1,124校、全体のおおむね20%もございます。

全国の活用用途が決まっていない理由も、当町と同様でございます。やはり建物が老朽化している、地域等からの要望がないが主な理由でございます。

議員おっしゃるように全国的には、社会教育施設、福祉関係施設、体験交流施設、企業オフィスなど活用されております。伊根町においても、旧筒川小学校を宿泊施設として、旧朝妻小学校をリユースショップとして活用した経緯がございます。今後も使われていない施設を活用し、そういった事業を展開することを考えていないわけではございません。

しかしながら、大きな空き家とも言えるこれらの施設を活用して事業を展開できる業者を見つめることが、大きな課題であると思っております。来ていただける企業、業者があれば、計画など、話は伺いたいと思っております。

先ほど、議員おっしゃいました福知山市の例でございますが、これ金融機関が間に立ちまして、紹介事業を機に廃校が有効活用されたわけでございます。そういった事案がございます。とてもすてきな事業であります。この金融機関、我々のところにも来ていただいております。廃校の下見に来られております。しかしながら、結局、それだけ。福知山にはああいうものができたけれども、我々のところはそれ以上のアプローチはなかったわけでございます。

現状の施設は、いずれも老朽化が深刻となっているため、大規模改修なくしては使用できる状況にありませんので、今後の展望が見いだせない状況下では、先行して大規模改修に踏み切ることには足踏みをしております。

平成29年3月に作成をいたしました伊根町公共施設等総合管理計画では、今後も利用見込みのない施設については、原則統廃合及び取壊しの対象とすること、廃止する施設については、速やかに取壊しを行い、安全面の確保や計画の保全及び事業費等の削減、平準化を図ること、また、有償で売払いや貸付けを行う等、財源確保の手段として有効に活用することとあり、解体後の利活用、必要な財源の確保等を確実にを行う必要がございます。

また、廃校の解体撤去についても考えていないわけではございません。しかしながら、解体撤去は筒川文化センターを例に取りますと、撤去費用が1億3,000万円要しており、現時点ではさらなる資材高騰、物価高により、さらに多額の経費が必要になるものと予想されます。その解体費用全額が町単費による執行となりますので、財政負担が大きく、今はその時期ではないと考え、すぐに解体撤去をするということは考えておりません。

いずれにいたしましても、今後、廃校となった施設の取扱いや解体撤去も視野に入れた総合的な判断の時期については、社会情勢、関係機関及び地域の皆さんとの意見交換も踏まえて、総合的に判断して進めてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） 1番、上辻議員。

○1番（上辻 亨君） 答弁ありがとうございます。

今現在、朝妻小学校、また本庄中学校ですが、今、観光客が伊根のほうにはたくさん来られております。朝妻小学校、また観光で何かこうできるようなことが考えられたら、伊根に近いということもありますし。

それから、まだ学校の検討委員会ということで進むわけですが、また廃校が1つ増えるのではないかなということも懸念しておりますので、また住民さんからいろんな声をもらって、またいろんな方法を考えていただきたいというふうなことを申し添えまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（佐戸仁志君） 以上をもちまして、上辻議員の一般質問を終わります。

これをもちまして、本定例会における一般質問の全部を終わります。

◎ 日程第3 議案第41号

○議長（佐戸仁志君） 日程第3、議案第41号 令和6年度伊根漁港海岸保全施設整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 失礼いたしました。

議案第41号 令和6年度伊根漁港海岸保全施設整備工事請負契約の締結についてでございます。高梨地区の護岸工事を本年度も継続して行うものでございます。

契約の締結に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 議案第41号 令和6年度伊根漁港海岸保全施設整備工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書をご覧ください。

契約の目的及び方法につきましては、令和6年度伊根漁港海岸保全施設整備工事を指名競争入札により行うものです。

契約金額は5,551万7,000円。

契約の相手方は京都府宮津市字外垣24番地、株式会社和田組、代表取締役後藤治幸です。

海岸保全基本契約に基づく、海岸保全施設の整備工事、請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次ページをご覧ください。

工事概要となっております。

工事延長につきましては、33.4m。主体工種は、基礎捨石工244m³、堤体工136m³、薬液注入工66本でございます。

次ページの平面図をご覧ください。

本事業は、令和4年度の測量調査を経て、令和5年度から高梨工区の工事を実施しております。図面左側の赤斜線部が本年度施工箇所でございます。黄色斜線の範囲が実施済みの箇所となっております。深い位置の捨石工が完了しております。今回の工事は、引き続き浅い部分の基礎捨石工を行い、その上に堤体工としてコンクリート護岸を整備するものです。次年度以降の施工範囲は緑色で表示しております。

前回、契約工事の図面では、詳細設計がまだ全体仕上がっておりませんでしたので、図面右側の部分をお示しできなかったところございました。今回の工事図面により基礎捨石工の範囲が分かる形となりました。海中部の等高線の間隔が狭い、また緑のハッチの幅が海側に広がっている箇所は捨石量が多くなりますので費用がかさむことが予測されております。図面の中央やや左のほうに大乘寺のほうがあるんですけども、そちらの前の付近がもっとも浅く、比較的费用が安く収まる見込みでございます。そこから右側に進むとだんだん深くなっていきまして、延長当たりの事業費も大きくなることを見込まれております。

裏面のほうをご覧ください。

断面図でございます。

工区内、2か所のポイントの断面図を示したものでございます。上段が工区内、平田側のほうのポイント、下段につきましては、そこから約13m進んだポイントとなっております。黄色斜線部分が昨年度事業までに実施済みの範囲、深い位置の捨石工となっております。赤斜線につきまして今回の工事範囲となっております。

工事順序、工程でございますが、赤斜線の右側に位置しておる既存の石積み護岸の下部のほうに

薬液注入工を行い、次に行う床掘りでの崩落を防止することとしております。薬液につきましては、セメント系のもので、先ほど66本と申しましたが、1本1,000lとなっております。その後に、新たな護岸設置部の下を床掘りして、捨石により基礎を造成いたします。その後、型枠を組み、コンクリートにより堤体を設置するという流れになっております。堤体の高さにつきましては、深さですけれども、場所ごとに異なっております。海面から深さ1mから2mまでで背後地の所有者の方への意向確認により設定しております。海面から上の高さにつきましては、1.1mで統一しております。このため、堤体の高さ、いわゆる深さのほうですが、そちらが深い箇所から順にこの工程を繰り返しながらいって進めていくといった工事の流れとなっております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第41号 令和6年度伊根漁港海岸保全施設整備工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第4 議案第42号

○議長（佐戸仁志君） 日程第4、議案第42号 令和6年度伊根町一般会計第2回補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第42号 令和6年度伊根町一般会計第2回補正予算でございます。予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額に、それぞれ1,945万4,000円を追加し、35億6,628万6,000円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。歳入です。

14款国庫支出金 2項国庫補助金1,945万4,000円の増額で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。歳出です。

3款民生費 1項社会福祉費1,945万4,000円の増額で、令和6年度において新たに住民税非課税となる世帯と、新たに住民税均等割のみ課税となる世帯に対するそれぞれ10万円の給付を行う物価高騰対策重点支援給付金事業と、また本年度実施される定額減税において減税し切れないと見込まれる所得水準の方への定額減税補足給付金給付事業の計上です。令和5年所得が確定したことから、この2つの事業をそれぞれ計上したものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 森田課長。

○住民生活課長（森田連三君） 議案第42号 令和6年度伊根町一般会計第2回補正予算につきまして詳細説明を申し上げます。

10、11ページをご覧ください。2の歳入です。

14款国庫支出金 2項国庫補助金 2目総務費国庫補助金1,945万4,000円の増額です。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。

12、13ページをご覧ください。3の歳出です。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費1,945万4,000円の増額です。令和6年度の住民税課税額が決定をし、非課税均等割のみの世帯、また減税額などの詳細が一定固まったことにより早期に給付を行うため、今回の提案をさせていただくものです。

備考欄、物価高騰対策重点支援給付金事業は18節補助金に、令和6年度に新たに非課税となった108世帯と均等割のみ課税となった34世帯の合計142世帯に対する1,420万円と、その世帯への子供加算5万円10人分の50万円で1,470万円を計上しております。

事務費は電算システムの改修費12万4,000円のほか、通知などの用紙、封筒、郵送料、それから振込手数料のほか、職員の時間外手当を計上いたしております。

また、定額減税補足給付金給付事業は、令和6年度の住民税から1人当たり1万円、所得税から1人当たり3万円、合計4万円を減税するにおいて、減税し切れなかった世帯に対してその差額を給付する事業です。18節補助金の定額減税補足給付金給付事業は、住民税分として103万円、所得税分として309万円の合計412万円を計上しております。

事務費は電算システムの改修費13万8,000円のほか、通知などの用紙、封筒、郵送料、振込手数料のほか、職員の時間外手当を計上しております。

なお、本予算はあくまで仮試算によるものでありまして、電算システム改修後に算出をされます実際の給付金と乖離が発生する可能性がありますことをお含みおきいただきたく思います。

以上、議案第42号 令和6年度伊根町一般会計第2回補正予算の説明を終わります。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。

これから議案第42号 令和6年度伊根町一般会計第2回補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 議案第43号

○議長（佐戸仁志君） 日程第5、議案第43号 令和6年度伊根町国民健康保険特別会計第1回補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第43号 令和6年度伊根町国民健康保険第1回補正予算でございます。

予算書15ページをお願いいたします。

本庄診療所勘定の歳入歳出予算総額に、それぞれ110万円を追加し、7,353万8,000円とするものでございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。歳入です。

11款1項町債110万円の増額で、過疎対策事業債でございます。

18ページ、19ページをお願いいたします。歳出です。

2款1項医業費110万円の増額で、歯科用レントゲン撮影装置の購入でございます。

20ページをご覧ください。第2表、地方債でございます。

ただいま申し上げましたレントゲン撮影装置の購入財源として過疎対策事業債を発行するための追加でございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 森田課長。

○住民生活課長（森田連三君） 議案第43号 令和6年度伊根町国民健康保険特別会計第1回補正予算につきまして詳細説明を申し上げます。

町長の提案説明にありましたとおり今回の補正は、本庄診療所勘定になります。

20、21ページをご覧ください。

第2表、地方債についてですが、起債の目的は本庄診療所の医療用機械器具費に要する経費に地方債を充当するもので、今回、限度額を110万円とするものです。

26、27ページをご覧ください。2の歳入です。

11款1項1目町債110万円の増額です。過疎対策事業債です。

28、29ページをご覧ください。

2款1項医業費 1目医療用機械器具費110万円の増額です。ポータブル歯科用エックス線装置の購入費になります。歯科用エックス線装置は口の中全体を撮影するパノラマと、部分的に二、三本の歯を撮影するデンタルがございます。パノラマ用機器は比較的新しいため使用に支障はありませんが、デンタルは放射線の照射に係る法規制が強化されたため、現在、使用できなくなっております。このため、虫歯などの治療内容が限られてしまうことから、今回、規制に対応した機器の整備を計画しているものでございます。

以上、国民健康保険特別会計第1回補正予算の説明を終わります。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。

これから議案第43号 令和6年度伊根町国民健康保険特別会計第1回補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第6 意見書案第1号

○議長（佐戸仁志君） 日程第6、意見書案第1号 再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りします。本案につきましては、調整済みであります。したがって、提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略します。

これから意見書案第1号 再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第7 意見書案第2号

○議長（佐戸仁志君） 日程第7、意見書案第2号 緊急事態に対応できる法令等の整備を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。松山議員。

○3番（松山義宗君） 意見書案第2号 緊急事態に対応できる法令等の整備を求める意見書について趣旨説明を行います。

我が国では、緊急事態宣言を定めている法律は、新型インフルエンザ対策措置法がありますが、一般的に緊急事態宣言というものは整備されておられません。その新型インフルエンザ対策特別措置

法に関連する緊急事態宣言の効果は、海外に見るようなロックダウンを行う強制力のあるものではなく、人々にあくまで外出自粛の要請を行うことができるにすぎません。緊急事態宣言を出すことの実質的な意味は乏しく、この法整備では個別の法律において具体的な緊急事態を定めて運用していることとなります。

自然災害やパンデミックは、いつ発生するか予測は不可能であります。今後は、統合された法体系による法整備を国民の命と生命を守るため議論を深めることが必要不可欠と考えられます。

議員各位に熟慮いただき、賛同賜りますようお願いを申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑がないようであります、これで質疑は終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） それでは、日本共産党議員団を代表しまして、ただいま上程されております緊急事態に対応できる法令等の整備を求める意見書案に対する反対討論を行います。

自民党の茂木幹事長は「新型コロナウイルス禍を考えると緊急事態に対する切迫感が高まっている」と強調した上で、コロナ危機を口実に緊急事態条項創設を優先して、改憲論議を加速させようという考えを明らかにしています。つまり、本意見書案は緊急事態条項を入り口として、憲法改正の議論を推し進めようという政府自民党の動きとまさに軌を一にして提出されているものと私は認識をしています。

本意見書は、新型コロナウイルス感染症の拡大によって医療提供体制の崩壊の危機を招く事態が発生したこと、大規模自然災害等発生の可能性などを理由に挙げ、緊急事態に強い社会をつくることが必要であるとしたものであります。その上で、国会で議論を行うことや国民的な議論を喚起することを求めているものであります。

まず、新型コロナウイルス感染症や自然災害等への対応については、憲法の下での法制度と体制が整備をされています。現行の法律で対応できるものであり、憲法に緊急事態条項を置く必要などは全くありません。仮に、今の法律で十分に対応できないことが明確になった場合には、法律を改正すればよいことだと私は考えております。

また、神戸や東日本大震災並びに新型コロナウイルス感染拡大などの経験から言われていることは、せっかく高度に整備をされた法制度があるにもかかわらず、平時から災害やパンデミックに備えた事前の準備が不十分であったため、それをうまく運用できなかったということであり、その点の検証と改善こそが緊急に必要であり、改憲論議に結びつけるような緊急事態条項は不要であるばかりか、災害やパンデミックから国民の命を守るために真に必要な議論ができるのか疑問であります。

さらに、被災経験のある福島県弁護士会は、「被災地の復興のために何より必要なのは政府に権力を集中させるための法制度を新設することよりも、事前の災害、事故対策を十分行うとともに既存の法制度を最大限活用することである」と意見を表明しています。

これらのことから、国に権限を集中させるのではなく、被災者に一番近い自治体である市町村に主導的な役割を与えることが重要なことは明らかであります。

また、日弁連の東日本大震災の被災地自治体調査でも市町村のほとんどが政府への権力集中は必要ではなく、災害対策については、逆に現場をよく知っている近い自治体が主導すべきだとの意見が多かったと述べています。

能登地震では、発生から半年たっても水道が使えない避難所生活を強いられている方がおられます。これらを直ちになくすことこそ、政府の責任だと思います。

今やるべきは、激甚化する災害への対応や、感染症対策のための予算をしっかりと確保し、人的、物的体制を確立、強化することではないでしょうか。

最後に、6月14日、食料供給困難事態対策法が成立をしました。緊急時に不足する作物の生産を政府が指示できる、従わないと罰金まで取るという法律であります。基地周辺の土地利用と取引を規制する重要土地利用規制法に続き、国が地方自治体に指示できる権限を与える地方自治法改正

案も成立をしました。緊急事態を理由に国への権限集中と、軍備拡大で再び戦争ができる国に突き進もうとしていると言わざるを得ません。

今の日本は第二次世界大戦の反省の上に成り立ってきました。そもそも現憲法に、なぜ緊急事態条項が盛り込まれていないかという、戦前の大日本帝国憲法下において国家緊急権が濫用された反省の上に立っているからであります。大日本帝国憲法下では、80回も緊急事態条項が発動されました。関東大震災が発生した際には、戒厳令が使われ、軍事独裁下となり暴動が起きるかもしれないという口実で朝鮮人が大量虐殺をされ、次に、青年労働者や社会主義者が虐殺をされました。さらに、共産党幹部は最高刑を死刑にするという治安維持法の改悪が緊急事態条項の一つである緊急勅令によって強行され、日本の侵略戦争に反対する共産党員が次々弾圧をされ、命を奪われました。こうした暗黒の歴史の反省に立って、日本国憲法では緊急事態条項を盛り込まず、緊急事態に対しては事前に個別の法律を準備して対応するという考えに立っているのです。私たちは、こうした歴史の教訓に学び、立憲主義や三権分立、そして人権を尊重する現行法体制の下で国民の命、暮らしを守る政治の実現を図ることこそ、重要であるということを強調したいと思います。

以上のようなことから、本意見書案に反対であります。ぜひ議員各位におかれましても、本意見書案の反対にご賛同いただきますようお願いを申し上げて、討論を終わります。

○議長（佐戸仁志君） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第2号 緊急事態に対応できる法令等の整備を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第8 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（佐戸仁志君） 日程第8、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査（調査）申出書が提出されました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

◎ 閉 会

○議長（佐戸仁志君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和6年度第2回伊根町議会定例会を閉会します。

6月議会も無事終了し、感謝いたします。

後になりましたが、1点報告させていただきます。

5月22日京都府町村議長会臨時会が開かれました。各町村の役職交代のため、町村議長会副会長の南山城村久保副会長、同じく与謝野町宮崎副会長が辞職されました。新副会長に精華町議長三原副会長と私が選出されました。京丹波町、与謝野町、伊根町の中から選ばれるとは言え、要職であり、重責を感じております。皆様の様々な協力よろしくお願いいたします。

皆様、お疲れさまでした。

閉会 10時55分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員